



市内の企業が元気になる地域経済の活性化へ向けた支援を行うため、「高島市企業活動支援条例」を制定し、企業の設備投資や雇用増進ならびに労働環境の整備を支援します。

【設備投資奨励金】

固定資産税 **1/2** 相当額を **3年間**

新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額を3年間支援します。

▼要件

事業の用に供する建物、償却資産を新設もしくは増設されて、固定資産税が賦課された場合が対象となります（高島市企業誘致条例の適用を受ける場合を除きます）。

▼交付期間

新設または増設以降の最初に固定資産税が賦課される年度から3年間。

▼申請の時期

新設または増設以降、最初に賦課される固定資産税を納税した後に交付申請をしてください（平成20年中に新規設備投資された場合、平成21年度の固定資産税を納税された後になります）。

【雇用増進奨励金】

1人当たり **10** 万円を交付



厳しい経済情勢の中、定住者の雇用の受け皿として、市内従業員数を増員された企業に対して、増加した従業員1人当たり10万円（障がい者は20万円）を交付します（高島市企業誘致条例の適用を受ける場合を除きます）。

▼要件

基準日（1月1日）前1年間で市内従業員を増員した企業が対象となります。

※常時雇用する従業員数によって要件が異なります。

○10人以下の企業

市内従業員数が1人以上増加

○11～20人の企業

市内従業員数が2人以上増加

○21人以上の企業

市内従業員数が5人以上増加

※市内従業員とは、市内に3か月以上住所を有し、雇用保険の被保険者であり、かつ期間の定めのない雇用契約によって雇用されている方です。

▼交付期間

基準日（1月1日）現在における実績に応じて基準日の属する年度に交付します（平

成20年度～平成22年度）。

▼申請の時期

該当する場合は、1月中に交付申請してください。

【労働環境整備助成金】

施設整備経費 **1割** を交付



従業員の働きやすい環境づくりのため、労働環境の改善に資する次に掲げる施設等を整備された企業に対して、施設整備に要する経費の10分の1以内の額を交付します（単年度1企業の限度額は300万円）。

- ①従業員宿舍 ②付属福利厚生施設
- ③駐車場 ④緑地 ⑤託児所 ⑥託老所
- ⑦その他市長が必要と認める施設

▼要件

事業費が1件100万円（従業員20人以下の小規模企業にあっては50万円）以上で年度内に完了する事業を対象とします。

▼交付期間

整備実施年度に交付します（平成20年度～平成22年度）。

▼申請の時期

事業に着手する前に、交付申請を行ってください。ただし、平成20年度分は、平成20年4月1日以降に着手された施設等についても対象とします。

【全般事項】

- ・市内で継続的に事業を営まれている全ての企業が対象となります（市税を滞納していないこと）。
- ・交付額の2分の1を地域通貨アイカで支払います。
- ・当該制度は平成23年3月31日をもって終了します。ただし、設備投資奨励金については、それまでの間の新規投資に係る固定資産税の課税分を最初の課税年度から3年間交付します。

※詳しくは、商工観光課までお問い合わせください。

☎ 商工観光課 ☎(25)8514

高島でがんばる企業を支援します
高島に定住する若者を応援します



若者の定住を促進し、産業および経済の担い手や地域の環境保全や文化の伝承者の育成を行うため、「高島市若者定住促進条例」を制定し、若者の住宅確保を支援します。

【住宅の新築・購入補助金】

総額最高 **25** 万円



40歳未満の方が、高島市に永住を前提として新築する住宅および新築住宅の購入に対し、高島市地域通貨アイカで5年間、総額最高25万円まで支援します。

▼要件

市内建設事業者等に請け負わせて行う住宅の新築および市内建設事業者等を通じて購入する新築住宅（築3年を経過していない未だ人が住んだことのない住宅）で、床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
※平成20年1月2日以降に完成した住宅、または購入した住宅について当該支援の対象となります。

▼補助金

新築または購入した住宅に係る固定資産税の納付済み額の2分の1（最高5万円）を5年間にわたって地域通貨アイカで交付します。

【住宅リフォーム工事補助金】

総額最高 **50** 万円



高島市に永住を前提として住まれる次の方が所有する住宅において、市内建設事業者等に請け負わせて行う100万円以上の住宅のリフォーム工事に、高島市地域通貨アイカで5年間、総額最高50万円まで支援します。

▼要件

- ・平成20年1月1日以降に転入された方または転入される方で転入前に高島市以外の市町村で1年以上住まれている方
 - ・市内賃貸住宅等居住者が実家に戻り住まれる方
 - ・実家に住まれている方で婚姻し引き続き実家に住まれる方
 - ・空き家を住宅として貸し出される方
- ※平成20年4月1日以降に着工された住宅リフォームについて、当該支援の対象となります。
※申請年度内に完成するものが対象となります。
※住宅の新築および購入補助金交付事業で支援を受けた住宅でないこと。
※空き家住宅リフォームにあっては、空き家を

借りる者およびその世帯に属される方が市税等滞納していないこと。

▼補助金

- 申請者が40歳未満の場合
リフォーム費用の4分の1（最高50万円）を5年の期間に分割して、毎年度均等払いにより地域通貨アイカで交付します。
- 申請者が40歳以上の場合
リフォーム費用の8分の1（最高25万円）を5年の期間に分割して、毎年度均等払いにより地域通貨アイカで交付します。

【全般事項】

- ・申請者およびその世帯に属する者が市税等滞納していないこと。
- ・支援の決定を受けている方が転出された時や支援を受けた住宅を他人に譲渡された時などは支援の決定を取り消します。
- ・当該制度は、平成25年3月31日をもって終了します。ただし、同日までに当該支援の決定を受けられた方については、この限りではありません。

※詳しくは、商工観光課までお問い合わせください。

☎ 商工観光課 ☎(25)8514

